**資料１（別紙）**

医療機関の皆様へ

【高次脳機能障がいに関するアンケート協力のお願い】

◆本調査は、府内医療機関の「高次脳機能障がい」に関する診断、対応体制等の実態を把握し、「高次脳機能障がい」の支援体制の充実をはかるために実施するものです。調査から得られた情報は、大阪府内の高次脳機能障がい支援拠点機関での相談支援事業等において、相談者に提供する等の方法で活用させていただきます。「高次脳機能障がい」の方が必要な医療を受けられるよう、ご協力をお願いいたします。

アンケートご記入にあたってのお願い

①この調査は、**令和2年11月1日現在**の状況についてご記入ください。

　②ご回答は

　　**大阪府インターネット申請・申込システム　または　FAX**にてお願いします。

**◎インターネット申請・申込システムの場合**

**下記アドレス（大阪府ホームページ）よりインターネットでご回答ください。**

**https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukiId=2020090063**

 **◎FAXの場合**

**P1～P4を送信してください。　送信先　０６－６６９２－５３４０**

③ご回答は**令和2年12月25日（金曜日）まで**にお願いします。

④病院や診療所を閉鎖されたり休業中の場合は、お手数ですが下記「お問い合わせ先」までご連絡願います。

実施主体

大阪府　高次脳機能障がい支援拠点機関：障がい者医療リハビリテーションセンター

堺市　 高次脳機能障がい支援拠点機関：堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター

**お問い合わせ先　 大阪府障がい者医療リハビリテーションセンター内**

**大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課**

**TEL：06-6692-5262 FAX：06-6692-5340**

**＜参考資料①＞**

**厚生労働省が示す高次脳機能障がいの行政的な診断基準**

（国立身体障がい者リハビリテーションセンター　ホームページより）

「高次脳機能障がい」は、学術的には脳損傷に起因する神経心理学的症状全般を指し、認知障がいのほか失語・失行・失認など単独の巣症状も含まれた概念ですが、平成13年度に開始された国の高次脳機能障害支援モデル事業では、記憶障がい・注意障がい・遂行機能障がい・社会的行動障がいなどの認知障がいを主たる要因として、生活上の適応が難しい人が少なくないことが確認されました。

　これらの人の福祉サービスの利用や支援施策を推進するために、このような人々の持つ認知障がいを指して、行政的に「高次脳機能障がい」と呼ぶようになりました。その診断基準は、以下のとおりです。

Ⅰ．主要症状等

1.脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。

2.現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能

障害、社会的行動障害などの認知障害である。

Ⅱ．検査所見 MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認

されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

Ⅲ．除外項目

1.脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記

主要症状（I-2）を欠く者は除外する。

2.診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。

3.先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

Ⅳ．診断

1.Ⅰ〜Ⅲをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。

2.高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。

3.神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

**＜参考資料②＞**

**医師診断書（高次脳機能障がい診断用）様式1－1　について**

早期に福祉サービスを利用したい時など、精神障がい者保健福祉手帳が未所持でも、医師の診断書があれば障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスが利用できます。使えるサービスは市区町村窓口にお問い合わせください。

→医師診断書（高次脳機能障がい診断用）様式１－１のダウンロードはこちらから

http://www.rehab.go.jp/application/files/6815/6073/0491/adfd9cfa38efa44c4362b2ece497ab81.pdf

**宛先：大阪府障がい者自立相談支援センター　身体障がい者支援課　（FAX 06-6692-5340）**

|  |
| --- |
| **問１　貴機関の基本情報についてお伺いします。** |
| 病院（診療所）名 |  |
| 院　長　名 |  |
| 住　　　所 |  |
| 入院病床の有無 | １．有　　　　　　２．無 |
| 連　絡　先 | TEL： | FAX: |
| E-mail: |
| 記入者の所属課職種・氏名 |  |

|  |
| --- |
| **問2　高次脳機能障がいの方（疑いを含む）の方は、通院または入院されていますか。（「１．している」の場合、通院・入院、それぞれの該当する診療科に○をつけてください）** |
| １．している　　ａ：通院（該当する診療科すべてに○）.①脳神経外科　　②整形外科　　③リハビリテーション科　　④精神科⑤心療内科　　　⑥神経内科　　⑦脳神経内科　　⑧その他（　　　　　　　　 　）ｂ：入院（該当する診療科すべてに○）.①脳神経外科　　②整形外科　　③リハビリテーション科　　④精神科⑤心療内科　　　⑥神経内科　　⑦脳神経内科　　⑧その他（　　　　　　　　 　）２．していない |
|

**※このアンケートにおける「高次脳機能障がい」とは、表紙裏面の参考資料①に該当する障がいを指します。**

|  |
| --- |
|  |
| **問3　貴機関では、高次脳機能障がいの方（疑いを含む）を過去１年間にどのくらい診察されましたか。１.に実人数をお書きください。実人数を把握されていない場合は、２.の選択肢からおおよその実人数に〇をつけてください。** |
| １．　　人２．① ０人　② １～５人　③ ６～１０人　④ １１～２０人　⑤ ２１人以上この内、１８歳未満の方はいらっしゃいましたか。　（ いた ・ いなかった ） |
| **問4　厚生労働省が示す高次脳機能障がいの行政的な診断基準（表紙裏面の参考資料①参照）に基づいた診断書の作成が可能ですか。****（「１．診断書の作成をすでに行っている」「２．診断書の作成が可能」の場合、該当する診療科にも○をつけてください）** |
| １．診断書の作成をすでに行っている。２．今までは実施していないが、診断書の作成は可能である。　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　年　　月より開始予定）該当する診療科すべてに〇をつけてください。.①脳神経外科　　②整形外科　　③リハビリテーション科　　④精神科⑤心療内科　　　⑥神経内科　　⑦脳神経内科　　⑧その他（　　　　　　　　 　）３．診断書の作成はできない（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|

|  |
| --- |
| ≪問4で「1.診断書の作成をすでに行っている」「2．今までは実施していないが、診断書の作成は可能である」と回答した方のみお答えください≫**問5-1　どのような患者に診断書の作成が可能ですか。（○は1つ）** |
| １．もともと入院・通院していた患者のみ可能２．紹介状があれば他医療機関からの患者も可能３．紹介のない新規患者でも受診により可能４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|

|  |
| --- |
| ≪問4で「1.診断書の作成をすでに行っている」「2．今までは実施していないが、診断書の作成は可能である」と回答した方のみお答えください≫**問5-2　高次脳機能障がいの検査体制は確保していますか。あてはまるものに〇をつけて****ください。** |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | **ＣＴ** | **ＭＲＩ** | **脳波** | **神経心理学的検査** |
| **自医療機関で対応できる** | 　 | 　 | 　 | ≪実施しているものに〇をして下さい≫WAIS、WISC、CAT、TMT、WMS-R、RBMT、REY、WCST、ベントン視覚記銘検査、BADSその他（　　　　　　　　　　　　　） |
| **他医療機関へ依頼** | 　 | 　 | 　 | ≪実施しているものに〇をして下さい≫WAIS、WISC、CAT、TMT、WMS-R、RBMT、REY、WCST、ベントン視覚記銘検査、BADSその他（　　　　　　　　　　　　） |

|  |
| --- |
| **問6　高次脳機能障がいについて、下記の書類作成は可能ですか。****作成可能な書類すべてに〇をつけてください。** |

|  |  |
| --- | --- |
| **作成可能なものに○** | 書類 |
|  | 精神障がい者保健福祉手帳に関する診断書 |
|  | 障がい年金に関する診断書 |
|  | 労働者災害補償保険に関する診断書 |
|  | 自動車損害賠償責任保険に関する診断書 |
|  | 医師診断書様式1－1（表紙裏面の参考資料②参照）に基づく診断書 |
|  | その他　　例：自立支援医療に関する意見書を書くことができる介護保険・障がい福祉サービス等の意見書を書くことができる　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|  |  |
| **問7　高次脳機能障がいの方に対してリハビリテーションを実施していますか。****「１．実施している」場合、該当するものすべてに○をつけてください。** |
| １．実施している　　　ａ：入院の方に対して1. 理学療法 　② 作業療法　③ 言語聴覚療法　④ 心理療法　⑤ その他（　　　 　　）

ｂ：通院の方に対して ① 理学療法　 ② 作業療法　③ 言語聴覚療法　④ 心理療法　⑤ その他（　　　　 　）２．実施していない　　（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
|

|  |
| --- |
| ≪問7で「１．実施している」と回答した方のみお答えください≫**問8　どのような患者にリハビリテーションを実施していますか。（○は１つ）** |
| １．もともと入院・通院していた患者のみ可能２．紹介状があれば他医療機関からの患者も可能３．紹介のない新規患者でも受診により可能４．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|

**以下は高次脳機能障がい支援拠点に関する質問です。裏面の説明を参考にお答えください。**

|  |
| --- |
| **問9　大阪府および堺市の高次脳機能障がい支援拠点（相談部門・訓練部門）について****お伺いします。以下の各機関（施設）について、ご存じですか。（〇は各１つ）** |
| **回答番号　１…知らない　２…聞いたことはあるが、どのような機関（施設）かは知らない****３…どのような機関（施設）かを知っている**【a】「大阪府障がい者自立相談支援センター」（ １ ・ ２ ・ ３ ）【b】「大阪府立障がい者自立センター」（ １ ・ ２ ・ ３ ）【c】「堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター」（ １ ・ ２ ・ ３ ） |
|
|

|  |
| --- |
| **問10　大阪府および堺市の高次脳機能障がい支援拠点（訓練部門）についてお伺いします。以下の各施設について、該当するものにすべてに〇をつけてください。** |
| **回答番号　１…現在いる　２…過去にいた****３…過去も現在もいない　４…勧めるのが適当か判断がつかない**　　　　　　　　　　　　　　　　　【a】「大阪府立障がい者自立センター」の利用を勧めてみたい患者様はいらっしゃいますか。（ １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ）【b】「堺市立健康福祉プラザ 生活リハビリテーションセンター」の利用を勧めてみたい患者様はいらっしゃいますか。（ １ ・ ２ ・ ３ ・ ４ ） |

|  |
| --- |
| ≪施設等への入所ニーズを把握するための質問です。問1で入院病床の有無について「１．有」と回答した方のみお答えください≫**問11 脳卒中後に肢体不自由や高次脳機能障がいになられた65歳未満の方について、****退院時に自宅に戻らない場合、どのような施設等を利用されていますか。過去1****年間について、おおよその人数をお答えください。****人数でお答えいただくのが難しい場合は、自宅に戻らない方全体を100として、****それぞれどのくらいの割合があるかをお答えいただいても結構です。** |
| １．他の病院（障がい者病棟等）…（　　　）人　または（　　　）％２．介護老人保健施設…（　　　）人　または（　　　）％３．サービス付き高齢者住宅…（　　　）人　または（　　　）％４．グループホーム…（　　　）人　または（　　　）％５. 障がい者支援施設…（　　　）人　または（　　　）％６．その他（具体的に　　　　　　　　　　）…（　　　）人　または（　　　）％ |

**アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。**

下記機関は、大阪府内の高次脳機能障がい支援拠点として、相談や訓練等の支援、普及啓発、研修等を行っています。

**障がい者医療・リハビリテーションセンター(下記３機関をあわせたもの)（所在地：大阪市住吉区）**

**＜高次脳機能障がい支援拠点について＞**

【医療部門】大阪急性期・総合医療センター リハビリテーション科

【相談部門】大阪府障がい者自立相談支援センター 身体障がい者支援課

（大阪府高次脳機能障がい相談支援センター）

【訓練部門】大阪府立障がい者自立センター

　　　　　入所して自立訓練※（機能訓練（定員50名）・生活訓練（定員40名））を行う施設です。

**（堺市民の方）堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター（所在地：堺市堺区）**

相談支援や通所による自立訓練※（機能訓練（定員10名）・生活訓練（定員20名））を行っています。

※自立訓練（機能訓練・生活訓練）とは、障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスで、円滑に地域生活へ移行できるように、日常生活や社会生活に必要な訓練を受けられます。機能訓練18か月、生活訓練24か月の標準利用期間内での利用が可能です。概ね15歳～65歳未満の方が対象です。

**たとえば大阪府立障がい者自立センターではこのような支援を行っています**



**上記の訓練を受けるために、施設入所支援が利用できます。**

**【自立訓練の主な利用目的】**

・病院を退院し、在宅生活や復職するには、不安がある。

•身の回りのことはできるが、もっと一人でできることを増やしたい。

•単身生活ができるように訓練したい。

•復職・就労につながるような訓練をしたい。

•車いすの操作練習、日常生活動作の訓練を受けたい。

•公共交通機関を利用して一人で外出できるようになりたい。

•高次脳機能障がいの訓練を受けたい。





**【支援プログラム例】**

・歩行・車椅子走行（基礎体力づくり、歩行維持・向上）

・PT（理学療法）、OT（作業療法）、ST（言語療法）

・言葉・交流（失語症の方を対象とした意思疎通、交流の場）

・認知訓練

・メモリーノート（記憶の代償手段の獲得）

・グループワーク（就労、障がい理解等をテーマに小集団で学び、話し合う）

・パソコン（タイピング、ワード・エクセルの基礎）

・スポーツ（心身のリフレッシュ、身体機能向上）

・趣味活動（カラオケや陶芸など生活を豊かにする活動）力

・講　　座（福祉制度や健康管理等の情報提供）

・外出訓練（単独外出範囲の拡大の訓練、評価）

・交通外出（公共交通機関利用の訓練、評価）

・職能評価（職業能力の評価）・調理評価（調理動作等の評価）

・生活実習（地域生活を想定した一人暮らしの生活訓練、評価）　等